

「見えない死角はどこにも潜む 意識集中 運転集中！」平成28年度最優秀交通安全標語

新年おめでとうございます。

本年も「無事故・無違反」の決意と安全運転活動をお願いいたします。

最近、セルフガソリンスタンドで給油をするドライバーが増えております。セルフの場合ガソリン代を節約できるメリットがありますが、給油時にガソリンが吹きこぼれるなどのトラブルも発生しております。

また、タイヤの空気圧などの点検してもらえませんか、点検は自分の責任で行わなければなりません。そこで今回はセルフガソリンスタンド利用上の留意点や車両の点検についてまとめてみました。

I. セルフガソリンスタンド利用上の留意点

1. 静電気の除去と給油するガソリンの種類の確認

ガソリンの引火点は氷点下40度と大変低いので、給油所での喫煙などによる火気は厳禁であることは言うまでもありませんが、静電気の放電にも留意しなくてはなりません。給油口のキャップに触る前に、必ず給油機に取り付けられている静電気除去プレートにタッチして静電気を除去しましょう。

また、給油する際にガソリンの種類を選択しますが、軽自動車なのでうっかりして軽油を入れてしまったというケースもあるようです。不安な場合は車の取扱説明書で種類を確認しましょう。



2. 継ぎ足しはできるかぎりしない

給油する際には、給油量を選択しますが、選択した量や金額に達して給油が停止した後でも、継ぎ足すことができます。そのため、「本当の満タンにまでもう少し入るだろう・・・」とか「代金や給油量がキリの良い数字になるまで・・・」などと考えて継ぎ足す人がいます。しかし、燃料タンクは目に見えませんが、推測で継ぎ足すことになり、判断を誤ると入れ過ぎて逆流し、吹きこぼれてしまうおそれがあり危険です。継ぎ足しはできるだけしないようにしましょう。

給油が終わった後、給油口のキャップを締めるのを忘れたまま出発してしまうケースも見られます。給油口のキャップを締めたかどうか必ず確認して出発しましょう。

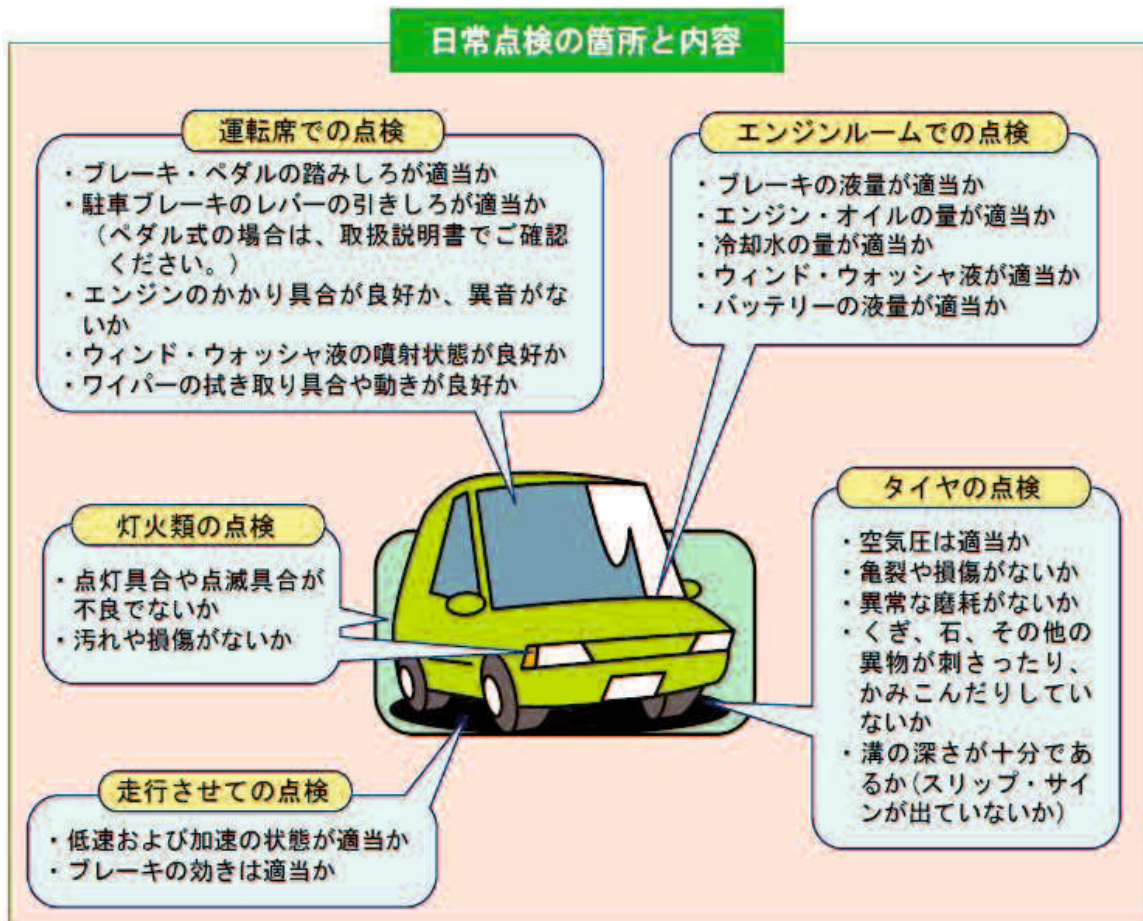
なお、セルフガソリンスタンドは車を誘導してくれる人がいませんから、自分で安全を確保しなければいけません。給油時や出発時は、スタンドに入ってくる車の動きや車からおりた人の動きなどに十分注意しましょう。



Ⅱ. 日常点検の励行

1. 道路運送車両法第47条の2において、自家用乗用車の場合は、走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に車両の点検を行うことが定められています。この点検を「日常点検」といいますが、実際には、ほとんど点検していないという人も少なくないようです。

しかも、セルフガソリンスタンドでは、タイヤやエンジン・オイルなどの点検をしてもらうことができません。安全な運転には、車の状態が万全であることが不可欠の条件となります。「日常点検」をおろそかにすることなく、特に長距離走行する前などは、車両の点検をしっかりと行うようにしましょう。



Ⅲ. 今月のスローガン

危険予測による事故防止（企業開発センター交通問題研究室）

「かもしれない運転」を心がけよう